

第1回動物診療補助専門職検討委員会議事概要 (小動物臨床部会個別委員会)

I 日 時 平成18年12月19日(火) 13:30 ~ 16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】	上野 純	日本動物看護学会理事
	大草 潔	日本獣医師会小動物委員会委員
	大森 真弓	犬山動物病院動物看護師
	杉本 恵子	日本小動物獣医師会理事
	大聖寺谷 敏	日本動物専門学校協会理事長
	原 大二郎	日本動物病院福祉協会理事
	福所 秋雄	日本獣医生命科学大学教授
	古川 敏紀	倉敷芸術科学大学教授
	細井戸 大成	日本獣医師会理事・小動物臨床部会長
	村尾 信義	王禅寺ペットクリニック動物看護師
	森島 隆司	名古屋動物看護学院長 (名古屋市獣医師会)
	山崎 薫	ヤマザキ学園理事長
	(欠席委員)	
	横尾 彰	日本獣医師会理事・産業動物臨床部会副部会長

【学識経験者】

池本 卯典 日本獣医生命科学大学学長

【本 会】 山根 義久 (会長)、中川 秀樹 (副会長)、大森 伸男 (専務理事)

IV 議 題

1 説明事項

- (1) 職域別部会の運営等
- (2) 委員会の検討テーマ

2 協議事項

- (1) 委員長・副委員長の選任
- (2) 動物診療補助専門職に関する検討の経過等 (報告)
- (3) 委員会における検討の方向等 (協議)
- (4) その他

V 会議概要

会議の冒頭、山根会長から挨拶があった。概要は次のとおり。

- (1) 一昨年、農林水産省に小動物獣医療班が設置され、その後、小動物獣医療に関する

検討会が開催されて小動物獣医療に関する問題の検討がなされたところである。その中では、獣医療補助者に関する問題も取り上げられている。

- (2) 地区獣医師師連合会大会における決議要望事項にも動物看護師制度の問題が含まれており、日本獣医師会としても、獣医師問題議員連盟、関係省庁への要請を行っているところである。獣医療補助者制度の設立に向けての検討は、小動物獣医療における優先課題の一つであり、結論を急がねばならない。この委員会で有意義な議論が展開されることを望んでおり、本件については、日本獣医師会としても努力を惜しまない所存である。

1 説明事項

(1) 職域別部会の運営等

事務局からの紹介に続き、各委員から自己紹介が行われた後、大森専務理事から資料に基づき、日本獣医師会における職域別部会制の仕組み及び本委員会の組織上の位置づけ（小動物臨床部会の個別委員会としての位置づけ）、運営規程等の説明が行われた。

(2) 委員会の検討テーマ等

本委員会の検討テーマとしては、「動物診療補助専門職の現状と課題に対する対応」とすることとされた。

2 協議・検討事項

(1) 委員長・副委員長の選任

細井戸大成委員が委員長に、横尾 彰委員が副委員長に全会一致で承認、選任された。

(2) これまでの検討及び要請活動の経過等（報告）

事務局から、これまで本会が行った獣医療補助専門職に関する検討及び要請活動等の経過等について、資料に基づき以下のとおり説明した。

ア 平成元年、日本獣医師会は、「AHT養成施設認定のための基本的考え方」を提示、地方獣医師会の意見を聴取した結果、AHT養成施設の認定に本会が取り組むのは時期尚早とする意見が大勢を占めた。

イ 平成13年、日本獣医師会小動物委員会において「動物医療における動物看護師のあり方について」の検討を実施、平成15年、今後の対応について①「診療補助行為」の範囲の明確化等、②動物医療に係る補助者の養成及び認定のあり方等をまとめた報告書が提出された。

ウ 平成15年7月、前記イの報告をもとに、今後における動物診療に係る補助業務の位置づけのあり方を「いわゆる動物看護師の現状と課題」として整理し、日本獣医師会雑誌に掲載。広く本件についての関係者間の協議の推進を求めた。

エ 平成17年、農林水産省に設置された「小動物獣医療に関する検討会」において、「獣医療補助者について」検討がなされ、報告書が提出された。

オ 平成17年、日本獣医師会において職域別部会制度が施行され、小動物臨床部会の常

設委員会である小動物委員会における検討課題として「動物医療補助者制度のあり方」が取り上げられ、以下のとおり検討がなされた。

(ア) 第1回小動物委員会（平成17年9月27日）

小動物医療に関する検討課題についての意見交換が行われ、優先的課題の一つとして、「動物医療補助者制度のあり方」が取り上げられ、委員会において検討を行うことが了承された。

(イ) 第3回小動物委員会（平成18年4月26日）

動物医療補助者制度のあり方についての検討を行う上で、現状で民間団体が実施している動物看護師等の認定の現状と課題について、出席委員から説明が行われた。その後、議論を進める上での資料として「動物医療補助専門職資格の制度化に向けて」が示され、さらに、意見交換が行われた後、本件に係る個別委員会を動物診療補助専門職検討委員会として組織し、具体的な検討を進めることが合意された。

カ 平成18年3月、日本獣医師会学会年次大会において、「動物看護師認定の現状と今後の職域について」と題するシンポジウムが開催され、獣医師や動物看護師及び動物看護師養成機関等の関係者が参集して、協議がなされた。

(3) 委員会における検討の方向等（協議）

委員会における今後の検討の方向について以下のような意見交換がなされた。

ア 動物看護師の業務範囲の現状について

(ア) 動物看護師の業務範囲が明確になっていないため、法を厳密に解釈すると、診療に関することは看護師には何もさせられないこととなる。

(イ) 現状では、動物看護師が法整備の無いままに認知されてしまい、「動物病院には獣医師と動物看護師が居るもの」との認識が一般的になっているように思われる。診療業務については、現状では動物や診療の補助に関して獣医師法にどこまでが抵触するのか獣医師自身もはっきりしないまま行っているため、動物看護師が行える行為をはっきりと明文化した上で議論すべきである。動物病院の多くは、この動物看護師の業務範囲について悩んでおり、行き過ぎがあることもあるであろうし、また、獣医学教育の中で臨床教育が遅れている原因も、「獣医師の管理下での診療業務の実施」が認められていないことにあると思われる。

(ウ) 獣医師を目指す者と動物看護師を目指す者は違う。動物の病気やケガを治療するのではなく、病気やケガをした動物を看護することを希望する人が動物看護師を目指している。獣医師とは職種が別のものである。しかし、実際には、様々な仕事を任されている動物看護師もいれば、お手伝いで清掃・洗濯しか任せてもらえない動物看護師もいる。現在仕事についている若い動物看護師からは、業務範囲をはっきりしてほしいという希望がある。

(エ) 診断・診療・予防は、獣医師の業務であろう。それと動物看護師の業務範囲は別のものであり、いくつかの部分でオーバーラップすることはあっても、その業務は獣医師の指導の下で行われるべきである。

イ 獣医師からの診療業務の移管について

(ア) 歴史的には、獣医師が動物看護師に職域を奪われるというような意見も現場にはあった。しかし、時代の流れの中で、動物診療補助者に様々な仕事を委ねたいと考えている獣医師が多くなっている。

(イ) 獣医師の独占業務である動物の診療業務の一部を補助職に移管することについて、自分の管理下であれば安心して任せられる。

ウ 教育・養成について

動物看護師を獣医師の下で働く者ではなく、獣医師とは違う職種のエキスパートとして教育している。法的な問題はあるが、一番大事なことは意識の問題であり、決して動物看護師は獣医師のお手伝いさんではない。獣医師の手の届かないところ、手伝ってもらいたいところをプロ意識をもって行う職種であるとの認識で教育している。動物看護師が法的な裏付けを持って獣医師の隣でしっかり働ける職種として育ててもらいたい。

エ 処遇について

(ア) 動物看護師の社会的認知度・地位を上げることが必要である。

(イ) 人の医療における看護師の給料が高いのは、保険制度に看護料が定められているからであり、獣医療においても、診療報酬における看護料の割合を定めれば、動物看護師の給与算定の目安となる。

(ウ) 動物診療補助専門職の処遇は、国家認定をするだけで良くなるものではない。動物診療補助専門職の有無によって、動物診療施設の区分化を図ることによりその存在価値を高める等の手法を検討していかなくてはならない。

オ この委員会で検討する資格制度の対象となる業務について

(ア) 動物看護師の認定や制度化については、動物看護師の協会を作り、働きかけるべきである。日本獣医師会としてこの委員会で検討するのは、「動物の看護ではなく、獣医師の管理下で一定の診療業務を実施することができる動物診療補助専門職」の認定についてである。

(イ) 獣医療が高度化し対象動物が増え、獣医師のみでは対応できない状況になっている。そのため、獣医師と一緒に獣医療に携わる技術者を育てる必要がある。人の医療では、様々なコ・メディカル分野があるが、獣医療においては、それぞれの分野での専門家を育て資格を作る訳には行かないと思われる。看護だけでなく臨床検査及び動物の取扱や高度機器の取扱等も出来る技術者の育成を目指すべきである。

カ 名称について

日本動物看護学会の看護対象は、小動物だけでなく産業・野生・実験・展示など全ての動物である。認定も行っているが、学会(学術団体)としての立場を強めていきたい。ただし、職域が固まっていないのが大きな足かせとなっている。それを打開し改善していく流れには基本的には賛成である。なお、日本動物看護学会は動物看護師は獣医師と相対する独立した専門職ととらえているので、動物医療補助者・補助専門職という考え方は受け入れがたい。我々は、動物看護師の名称を主張したい。

(4) 日本獣医生命科学大学の池本学長より「動物医療保健看護職の夜明け前」として、人の医療と動物の医療における看護の違いと、歴史的に人の医療における看護師がどのように資格化されていったのかについて説明された。

- (5) 大森専務から検討の方向として、「日本獣医師会では、平成元年よりこの問題について議論してきた。現状では、獣医師法で規定されている獣医師の業務独占の範囲はゆるぎない。動物診療と動物看護とは別の概念であると考え。動物看護師の通常の業務の範囲が、診療施設事務や入院動物の世話等の動物診療とは別の概念の現行の獣医師法でも当然許容される通常行為もカバーするものである以上、動物看護という概念で国家資格として実現するのは疑問である。一方、獣医師の診療行為は多岐に渡っており、実態としては「動物看護を行う者」という概念のもと、違法状態が黙認されているのではないかとの疑念が今後も続くのは問題であろう。

新たな資格となると、獣医師の業務独占を規制緩和し、一定の技術・知識を修得した者に名称は別として補助専門職に移管する。このための、新たな資格を制度化していく方向になるのではないか。獣医師と装蹄師・家畜人工授精師との関係を見ても、ここで議論する資格制度は、『診療行為に該当し得る一定の行為を一定の規制をかけて行うことができる者』を対象とした資格制度とすることが妥当ではないか、その意識統一を関係者で図った上で今後の議論を進めるべきではないか。なお、このことは本日配布した説明資料の50頁から52頁に整理したつもりであるが、今話したことは、動物医療における動物看護師の役割をきちんと位置づけた上で、資格制度として目指す上でまず押さえておかなければいけないのは、ある意味で動物診療と表裏一体となる診療の補助的行為の扱いを明確化し、そのことに係る業務の資格制度としてスタートさせるべきではないかということをお願いしたいということによって誤解のないように願いたい。」とされた。

VI まとめ

- (1) 第1回委員会は、細井戸委員長により以下のとおりとりまとめられた。
- ア 本委員会は2ヵ月に1回程度のペースで開催し、6月ごろには中間的な取りまとめを行いたい。
 - イ 今後の検討に当っては、新しい職種の資格認定に向けた検討をする者と、資格認定に向かった環境作りへ向けた検討をする者に役割を分担し、意見を取りまとめて行きたい。
 - ウ 役割分担と項目は後日示すので、担当ごとに論点のとりまとめをお願いしたい。
- (2) 会議の最後に、中川副会長から以下のとおり挨拶が行われた。

動物の診療補助・看護といった職種に従事している人は、2万人を超えると推測するが、実数はわかっていない。これらの人たちが職場での処遇に不満を持っている現状がある一方で、雇用する側には期待するほどの実力が備わっていないという不満がある。

獣医療現場では、これらの人たちに明らかに獣医師法違反とも解釈される行為をさせている事例もある。また一方において、獣医学教育の現場では獣医学科の学生には獣医療行為を行わせていないため、国家試験に合格してからでないといふ臨床の現場には入れないといふ不合理もある。

これらの問題を解決するためには制度を明確にし、獣医師からも診療補助・看護の職種に従事している人からも賛同が得られ、獣医学生の教育にも十分に対応できる仕組みを考えなければならない。

今後の日本の獣医療のために団結して良い結論を出していただきたい。